

報告 2：鈴木 賢（明治大学）

中国法におけるソ連法の受容とそれからの脱却

ロシア革命にはじまるソビエト法の形成に端を発し、戦後世界には比較法学上、社会主義法圏と称される新たな法圏が誕生した。中国におけるソビエト法の継授は革命根拠地時代にはじまり、建国前夜には清末以来のヨーロッパ大陸法からの法継授の成果たる民国の法制（いわゆる「国民党の六法全書」）を全面的に廃棄することを決意した。その結果、建国後はソビエト法からの学説継授（1949～1978年）、法典継授（1979～1991年）により、ソビエト法が中国法に深く浸透することとなった。90年代以降の計画経済の完全放棄、市場経済化への転換にともない、中国法は再びヨーロッパ大陸法へ回帰し、グローバルな法の動向への接軌も始まったという胎動が見られるとはいえ、ソビエト法からの完全な離脱は完了する兆しがない。

中国法におけるソビエト法的要素は、法分野によって濃淡はあるものの、なお①法制度、②法理論の両面に残存し、なかにはすでに一種の「伝統」と化し、それが元来、ソビエトに由来するものであったことが自覚されることもなくなっているものすらあるほどである。報告では、現行中国法の制度と理論のレベルでいかなるソビエト法的要素が残存し、それがソ連解体後30年近くを経過しながら、なぜ一掃されないのかを検討したい。本家のロシアでも社会主義時代の法がなお生き残っている部分があり、このことは社会主義的な法とみられていたものが、実はロシアと中国に共通するより深い文化的淵源をもつものであることを示唆している。ソビエト社会主義法を根源から規定していたものが何であったかを、中国の側から解明することが求められている。